官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令（環境九）　一
〔規　則〕
○国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則（国家公安委二）　二
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務二五）　二
○タイ王国におけるターク県におけるミャンマーからの避難民のための保健医療サービス強化計画のための贈与に関する日本国政府と世界保健機関との間の書簡の交換に関する件（外務一〇四）
○バルバドスにおけるカリブ緊急オペレーションセンター建設計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同一〇五）
○ベネズエラ・ボリバル共和国における医学教育環境整備計画のための贈与に関する日本国政府と世界保健機関との間の書簡の交換に関する件（同一〇六）
○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する件（文部科学六六）
○労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録コンサルタント講習機関の代表者の氏名を変更した件（厚生労働一二五）
○労働安全衛生法及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録型式検定機関の代表者の氏名を変更した件（同一二六）
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産四四八）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（同四四九～四五三）
○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件（国土交通四二五）
○都市再開発法の規定により施行規程及び事業計画の変更を認可した件（同四二六）
○自衛隊の使用する船舶に対する信号符字を取消しする件（防衛八七）　三
○都市計画に関する件（北陸地方整備局一〇、一一）　四
○道路に関する件（中部地方整備局三五）　五
○都市計画に関する件（同三六）
○都市計画に関する件（近畿地方整備局四二～四八）
○道路に関する件（中国地方整備局三六）
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局七～一〇）
〔国会事項〕
内閣　国家公安委員会　警察庁
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
官庁事項
土地家屋調査士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）
関東地方整備局公示（関東地方整備局）
除籍の一部が滅失した件
（法務省告示配六三）
日本国に帰化を許可する件（同六四）
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

省令

○環境省令第九号

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）第二十九条の規定に基づき、認定自主回収・再資源化事業計画に係る使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令を次のように定める。

令和八年三月三十日

環境大臣　石原　宏高

使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令

（認定自主回収・再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託の承諾に係る書面の記載事項）

第一条　資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十九条第一号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　委託に係る使用済指定再資源化製品（産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。）であるものに限る。以下同じ。）の数量

二　委託を行う認定自主回収・再資源化事業者の氏名又は名称、住所及び認定番号

三　承諾の年月日

四　法第五十七条第二項に規定する行為を委託しようとする者（以下「受託者」という。）の氏名又は名称

五　受託者が個人の場合にあっては、その住所

六　受託者が法人の場合にあっては、その法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）

（認定自主回収・再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託契約に含まれるべき事項）

第二条　令第二十九条第二号ニの環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　委託契約の有効期間

二　認定自主回収・再資源化事業者が受託者に支払う料金

三　使用済指定再資源化製品の運搬に係る委託契約にあっては、受託者が当該委託契約に係る使用済指定再資源化製品の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地及び当該場所に係る積替えのための保管上限
四　認定自主回収・再資源化事業者の有する委託に係る使用済指定再資源化製品の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
イ　当該使用済指定再資源化製品の性状及び荷姿に関する事項
ロ　当該使用済指定再資源化製品以外の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
ハ　その他当該使用済指定再資源化製品を取り扱う際に注意すべき事項
五　委託契約の有効期間中に委託に係る使用済指定再資源化製品に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
六　委託契約に係る業務終了時の受託者の認定自主回収・再資源化事業者への報告に関する事項
七　委託契約を解除した場合の処理されない委託に係る使用済指定再資源化製品の取扱いに関する事項
（委託契約書の保存期間）
第三条　令第二十九条第三号の環境省令で定める期間は、五年とする。
附　則
この省令は、令和八年四月一日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第二号
公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則を次のように定める。
令和八年三月三十日
国家公安委員会委員長　赤間　二郎
国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則
国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十九年国家公安委員会規則第二号）は、廃止する。
附　則
この規則は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

その他告示

○法務省告示第二十五号
公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。
この告示は、告示の日から効力を生ずる。
令和八年三月三十日
法務大臣　平口　洋
名古屋法務局所属　加島　滋人
金沢地方法務局所属　鏑木　伸生

○外務省告示第百四号
令和八年二月十七日にバンコクで、タイ王国におけるタク県におけるミャンマーからの避難民のための保健医療サービス強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界保健機関との間に行われた。
1　協力の目的及び内容　タク県におけるミャンマーからの避難民のための保健医療サービス強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億五千三百万円
3　贈与の供与期限　令和九年二月二十八日
4　署名者
日　本　側　大鷹正人在タイ大使
世界保健機関側　アイラン・リー在タイ事務所代表
令和八年三月三十日
外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百五号
令和八年二月十八日にブリッジタウンで、バルバドスにおけるカリブ緊急オペレーションセンター建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。
1　協力の目的及び内容　カリブ緊急オペレーションセンター建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億千三百万円
3　署名者
日　本　側　宮坂祐介在バルバドス大使
世界食糧計画側　ダニエル・ロングハースト　カリブ・マルチカントリー事務所副代表兼代表代行
令和八年三月三十日
外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百六号
令和八年二月十九日にジュネーブで、ベネズエラ・ボリバル共和国における医学教育環境整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界保健機関との間に行われた。
1　協力の目的及び内容　医学教育環境整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億八千六百万円
3　署名者
日　本　側　尾池厚之在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使
世界保健機関側　テドロス・アダノム・ゲブレイエソス事務局長
令和八年三月三十日
外務大臣　茂木　敏充

○文部科学省告示第六十六号
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令（平成十七年文部科学省令第四十四号）第五条第一項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示（平成二十年文部科学省告示第百七十七号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。
令和八年三月三十日
文部科学大臣　松本　洋平
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 1　令和七事業年度における本則の適用については、本則中「除して得た量」とあるのは「除して得た量に五分の一を乗じて得た量」とする。 2　令和八事業年度における本則の適用については、本則中「除して得た量」とあるのは「除して得た量に五分の一を乗じて得た量」とする。	**附　則** 令和七事業年度における本則の適用については、本則中「除して得た量」とあるのは「除して得た量に五分の一を乗じて得た量」とする。

○厚生労働省告示第百二十五号
労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第二十五条の九の規定により、同令第二十五条の八第一項の登録コンサルタント講習機関について、同令第二十五条の六第二項第二号の代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同令第二十五条の十九の規定に基づき告示する。
令和八年三月三十日
厚生労働大臣　上野賢一郎

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
中央労働災害防止協会	東京都港区芝五丁目三十五番二号	十倉　雅和	筒井　義信	令和七年六月一日

○厚生労働省告示第百二十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条の二において準用する同法第四十七条の二の規定により、同法第四十四条の二第一項の登録型式検定機関について、同法第五十四条の二において準用する同法第四十六条第四項第二号の代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の十二の規定に基づき告示する。

令和八年三月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
Underwriters Laboratories Taiwan Co., Ltd.	No. 260, Daye Rd., Beitou Dist., Taipei City 112, Taiwan	陳 宗 弘（Jonathan T.H.Chen）	蔡英哲（Andy Tsai）	令和七年十月一日

○農林水産省告示第四百四十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31625号 令和８年３月30日	Oryza sativa L.	はれわたり	25	地方独立行政法人 青森県産業技術センター 青森県黒石市田中82番地９	令和４年２月21日

(2)　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

2　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31625号 令和８年３月30日	Oryza sativa L.	はれわたり	地方独立行政法人 青森県産業技術センター 青森県黒石市田中82番地９	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めている国以外の国で指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。

3　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第31625号 令和８年３月30日	Oryza sativa L.	はれわたり	地方独立行政法人 青森県産業技術センター 青森県黒石市田中82番地９	青森県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

○農林水産省告示第四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町桐谷字芋田川原四の二二から四の二五まで、字大亦九の一二、九の一三、九の一六、一二の三二、一二の三七、一二の三八、字酒村一三の一一、一三の二三、八尾町北谷字飛地一の一から一の三まで、二の一、三の一、四の一、六、九の一、一〇の一、八尾町外堀字梅ノ木谷四、三九、字松尾五九、八尾町山中字南山一の二、二の一、一〇の二、三の一、三の二、六の一、七、九、一一の一、一二、一三の二、一八の一、一九の二、二一、二三の一、二三の六、二五の一、二五の二、二七の一、二八の二、字野ビリ谷一〇五、一一八、字松ノ下割三四の三、字西平二九の一から二九の三まで、三二、三三、三五の一から三五の五まで、三六、三七の一、三七の二、三八の一、三八の二、字西山三一、字中薮割三三の二、字大久保一四一、一四二、八尾町平沢字山中三一の一九、三一の二二、三一の二四、三一の二六ならびに一の三〇まで、八尾町土生字山中一の二、一一三六の一、一一三九、一一四〇、一一四六から一一四九まで、字高山三の一一、八尾町栃折字陳貝一一八、一一九の一、一一九の二、一二七、一二八、一三〇、一四〇から一四三まで、一四八、一四九、字蓮花谷一〇八から一一一まで、一一三、字峯三六九の一、字地極谷三七一一、字南山三三八四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（一）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県耶麻郡猪苗代町大字壺楊字岩ノ入一五二〇の一、字水上山二二七六、大字翁沢字君ケ下九二四、大字若宮字高森山甲二九八八の八二、字吾妻山甲二九九八の七七六、字小白布山甲二九九一の一三〇から甲二九九一の一三二まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字高森山甲二九八八の八二・字小白布山甲二九九一の一三〇・甲二九九一の一三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県耶麻郡猪苗代町大字蚕養字牛沢山乙三九九〇の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県郡山市**逢**瀬町多田野字ソネノ木堂一の三、一の五（国有林）、字狐塚一の四、一の五・一の六（以上二筆国有林）、字高篠一の一、一の四、一の七、字黒岩山一の一、字大木立一の一、字入狐塚一、字トケ森一、字釜場山一の一、一の二、字吹倒一、字滑石一、字額取一の一、一の二、字水道山一の一、字猿ケ番場一の一から一の三まで、字三ノ沢一、字鳥海沢一の一、字コウスベ一、字大萱野一、字片平萱一の一、字半兵衛釜一、字二本ブナ一、字胡桃滝一、字石切場一の二（国有林）、一の一、一の三、一の四、字二ノ沢一、**逢**瀬町河内字大岩山一の一から一の一六まで、一の一八から一の二〇まで、湖南町横沢字伊藤落二六二七の一、湖南町中野字**櫛**ケ峯六六一〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県あわら市清滝五七字北一ノ谷一、五八字北二ノ谷一の一、一の二、五九字北三ノ谷一の一から一の六まで、六〇字口ノ谷一から三まで、六一字水坪一、六二字荒谷一、六三字金神坊一、二、六四字奥ノ谷一の一、一の二、六五字神戸谷一、六六字南一ノ谷一の一、六七字南二ノ谷一の一から一の三まで、一の六、六八字北郷坂一の一から一の三まで、七〇字剱岳一、二、七一字長房谷一の一、一の四、一の五、七二字長尾一の一、七三字北又一の一、七四字間元一の一、七五字松木谷一の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及びあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県坂井市丸岡町女形谷六二字南ケ谷一の一、一の二、三、四、五の一から五の三まで、六、七、八の一、八の二、九の一、六三字岩ケ谷一、三、四、五の一、五の二、六から九まで、一〇の一から一〇の七まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百二十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により長岡都市計画事業大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　市街地再開発事業の種類及び名称　長岡都市計画事業大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事業

二　事業施行期間　事業計画の認可の公告の日から令和八年度まで

三　施行地区　新潟県長岡市大手通二丁目、表町二丁目、坂之上町二丁目及び東坂之上町二丁目の各一部

四　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

五　事務所の所在地　新潟県長岡市東坂之上町二丁目五番地十一

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日

平成三十一年三月十三日

七　施行規程の変更の認可の年月日

令和元年九月十一日（第一回変更）

令和三年五月二十四日（第二回変更）

令和五年三月二十二日（第三回変更）

令和七年二月二十七日（第四回変更）

八　事業計画の変更の認可の年月日

令和元年九月十一日（第一回変更）

令和三年五月二十四日（第二回変更）

令和三年十一月九日（第三回変更）

令和四年八月十二日（第四回変更）

令和五年三月二十二日（第五回変更）

令和七年二月二十七日（第六回変更）

令和七年五月十二日（第七回変更）

令和八年三月三十日（第八回変更）

○国土交通省告示第四百二十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により東京都市計画事業北青山三丁目地区第一種市街地再開発事業の施行規程及び事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　市街地再開発事業の種類及び名称　東京都市計画事業北青山三丁目地区第一種市街地再開発事業

二　事業施行期間　事業計画の認可の公告の日から令和十二年度まで

三　施行地区　東京都港区北青山三丁目の一部

四　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

五　事務所の所在地　東京都港区北青山二丁目十二番二十八号

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　令和五年八月九日

七　施行規程の変更の認可の年月日　令和八年三月三十日（第一回変更）

八　事業計画の変更の認可の年月日　令和八年三月三十日（第一回変更）

○防衛省告示第八十七号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

防衛大臣　小泉進次郎

信号符字	番号	名称	取消年月日
JSNB	六八五	とよしま	令和八年二月二十五日

○北陸地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第千八百三十六号富山高岡広域都市計画、小矢部都市計画、砺波都市計画、南砺都市計画及び福岡都市計画下水道事業小矢部川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十六年十一月十八日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北陸地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千二百四号富山高岡広域都市計画及び富山南都市計画下水道事業神通川左岸流域下水道

三　事業施行期間　自平成四年六月十二日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十日

中部地方整備局長　森本　輝

その関係図面は、令和八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号	高山市一之宮町字薄越七七九七番一から同市一之宮町字薄越七七九八番八まで	中部地方整備局及び同局高山国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十日

○中部地方整備局告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　東三河都市計画道路事業三・三・二十八号姫街道線

三　事業施行期間　自令和八年三月三十日至令和二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛知県豊川市中央通二丁目並びに北浦町並びに中央通一丁目並びに古宿町北浦及び中通並びに豊川町伊呂通及び波通並びに馬場町弁天前及び上石畑地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第五百四十五号大津湖南都市計画、甲賀都市計画及び近江八幡八日市都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区、勝部出庭排水区）

三　事業施行期間　自昭和四十七年三月二十四日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第三百九号大津湖南都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道（湖西処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十三年三月十三日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第二百五十六号長浜北部都市計画、米原東北部都市計画、彦根長浜都市計画、豊郷甲良都市計画及び湖東都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道（東北部処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十七年二月二十三日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千五百二十三号高島都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道（高島処理区）

三　事業施行期間　自平成二年九月一日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和二年近畿地方整備局告示第百六十九号新宮都市計画道路事業三・四・二号千穂王子ヶ浜線

三　事業施行期間　自令和二年十一月二十四日至令和十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十年近畿地方整備局告示第五十四号紀の川都市計画道路事業三・四・四号打田重行線

三　事業施行期間　自平成三十年三月二十二日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和三年近畿地方整備局告示第十七号紀の川都市計画道路事業三・四・四号打田重行線

三　事業施行期間　自令和三年二月十六日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十一号	萩市大字平安古町字平安古二五七番二から同市大字平安古町字遠年五八四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十日

○沖縄総合事務局告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

沖縄総合事務局長　小八木大成

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年沖縄総合事務局告示第三十号那覇広域都市計画道路事業三・四・八号パイプライン線及び三・四・三十四号県道百五十三号線

三　事業施行期間　自平成十四年十一月十五日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

沖縄総合事務局長　小八木大成

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年沖縄総合事務局告示第五号那覇広域都市計画道路事業三・二・四号那覇内環状線

三　事業施行期間　自平成二十四年二月十五日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

沖縄総合事務局長　小八木大成

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年沖縄総合事務局告示第七号宮古都市計画道路事業三・四・三号市場通り線、三・四・平二号東環状線及び三・四・平五号荷川取線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月二十二日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

沖縄総合事務局長　小八木大成

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年沖縄総合事務局告示第五十六号那覇広域都市計画道路事業一・四・二号南部東道路及び南城都市計画道路事業一・四・一号南部東道路

三　事業施行期間　自平成二十八年十一月十六日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

国会事項

参議院

議案付託

三月二十六日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第九号）　文教科学委員会に付託

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理

国務大臣　木原　稔

外務大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（三月二十五日）

国家公安委員会

（警察庁生活安全局人身安全・少年課人身安全対策室長）警視正　壱岐　恭秀

警視長に任命する

和歌山県警察本部長を命ずる（三月二十三日）

警察庁

（和歌山県警察本部長）警視長　野本　靖之

近畿管区警察局総務監察部長を命ずる（三月二十三日）

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する（各通）

京谷　宗雄　竹間　信顯　野澤　高

引地　和之　山下　兼紀

従五位に叙する（各通）

伊藤　正　小川　徳喜　鈴木　勝一

根本　弘征　芳賀　徳也　林　顯

藤本　圭佑　森田　哲生　山内　隆

岡部　吉彦　荻野　恒男

竹俣　文吾　津久井陸雄

松田　勝文

従六位に叙する（各通）

西丸　一

正七位に叙する

長澤伸一郎

従七位に叙する（以上二月十九日）

（富山大学名誉教授）

従四位に叙する（各通）

本保　忠顯

三崎　拓郎

山本　八造

正五位に叙する

盛　貢

従五位に叙する（各通）

圓谷　徹雄

高島　力

正六位に叙する（各通）

片桐　登

山本　雅信

従六位に叙する（各通）

鈴木　正治

正七位に叙する

中川　元弘

従七位に叙する（各通）（以上二月二十日）

兒玉　徹

従四位に叙する

（東京大学名誉教授）

大石　有孝

従五位に叙する（各通）

福岡　銑二

阿部　隆　岩崎　一男

小笠原武俊

片峰日出男　小林　弘子

（福井県南越前町議会議員）

山本　優

正六位に叙する（各通）

若生　英夫

浅野　雅彦　伊貝　守男

佐藤　賢治　高橋　正雄

（神奈川県警部）

植田　五男

野村　正司　花里　榮

代島　強

保坂　法彦　前田　強

對馬　伸一

吉岡　正三　渡邉　正紀

古谷　尚一

従六位に叙する（各通）

宮島　敏彦

渡部　寛一

正七位に叙する

木村　民男

従七位に叙する（以上二月二十一日）

清水　和夫

堀之口　隆

（九州大学名誉教授）

高島　良正

正四位に叙する

（山形大学名誉教授）

神尾　彪

従四位に叙する

歌代　耕平

従五位に叙する（各通）

檜垣　章

伊澤　紀夫

正六位に叙する（各通）

山根　敏春

池田　勝太　岡田　義孝

奥冨　喜康

小杉　史朗　武田　良文

中村　芳三

平吹　禎佑　平山　浩三

古澤　和治

山崎　守洋

従六位に叙する（各通）

永石　純大

（長崎県警部補）

二村　茂樹

八幡　正信

（静岡県公立学校長）

山城　毅

住谷　貢

正七位に叙する（各通）

横川　照夫

従七位に叙する（各通）（以上二月二十二日）

○叙勲

大島二三一

旭日双光章を授ける

中村　銑司

旭日単光章を授ける（以上二月十九日）

安孫子平次　河本　和雄　村上　芳文

旭日単光章を授ける（各通）（二月二十日）

山本　優

（福井県南越前町議会議員）

旭日双光章を授ける（二月二十一日）

山本　忠興

旭日単光章を授ける（二月二十二日）

竹間　信顯

伊藤　正　西丸　一

根本　弘征　芳賀　徳也　林　顯

瑞宝双光章を授ける（各通）

岡部　吉彦　堀之口　隆　松田　勝文

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十九日）

三崎　拓郎

（富山大学名誉教授）

瑞宝中綬章を授ける

市川　重徳

石澤　義久

岡本　孝広　横山　實

瑞宝小綬章を授ける（各通）

圓谷　徹雄

太田　潔

片桐　登

瑞宝双光章を授ける（各通）

鈴木　正治

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十日）

伊藤　英明　菅原　忠司

瑞宝中綬章を授けるの（東京大学名誉教授）　兒玉　徹
瑞宝小綬章を授けるの　阿部　隆
瑞宝双光章を授けるの（各通）　片峰日出男　野村　正司　花里　榮
瑞宝双光章を授けるの（各通）　木村　民男　佐藤　常美　代島　強
瑞宝単光章を授けるの（各通）（以上三月二十一日）（神奈川県警部）　對馬　伸一　山田　和敏
瑞宝中綬章を授けるの（九州大学名誉教授）　高島　良正
瑞宝小綬章を授けるの（各通）　檜垣　章　山根　敏春
瑞宝双光章を授けるの（各通）　二村　茂樹
瑞宝単光章を授けるの（各通）（以上三月二十二日）（静岡県公立学校長）　八幡　正信　横川　照夫
瑞宝双光章を授けるの（三月二十三日）　植木　義春

官庁報告

官庁事項

土地家屋調査士法第３条第２項第２号の規定に基づく認定を受けた者の公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第３条第２項第２号の規定に基づき民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者の氏名を次のとおり公告する。

令和８年３月30日　法務大臣　平口　洋

申請法務局　東京

申請番号	氏名	申請番号	氏名
1	馬場　清彦	2	成住　邦雄
3	岩﨑真美子	4	沖本　剛志
5	水沢　聡	6	小林　竜大
7	早川　任		

申請法務局　横浜

1	島田　博美	2	山本　竜海
3	重永　武	4	原　賢司
5	白土久美子	6	境　恵子
7	平賀　裕也	8	桜田**龍**之介
9	小坂　輝	10	西堀　俊輔
11	小田麻衣子		

申請法務局　さいたま

1	前川　彰	2	福鳩　常

申請法務局　千葉

1	吉良　亮一	2	成毛　省司
3	小野　浩	4	堤　晋哉
5	仲野　俊之	6	岡野　露徳
7	四方　佳奈	8	佐藤　方己

申請法務局　水戸

1	堀内　建斗		

申請法務局　前橋

1	角田　圭介		

申請法務局　静岡

1	原　国太郎	2	鈴木　孝幸
3	内田慎太郎	4	米澤　裕圖
5	山下　禎生		

申請法務局　長野

1	酒井　良明	2	加藤　一輝

申請法務局　大阪

1	高井　優一	2	南部　琢
3	高木　里佳	4	藤田　勝哉
5	東郷　裕規	6	板垣　改

申請法務局　京都

1	髙橋　翔	2	**西**尾　健太

申請法務局　神戸

1	黒越　慎司		

申請法務局　奈良

1	奥田　眞矢	2	生駒　奉文

申請法務局　和歌山

1	中畑　孝規		

申請法務局　名古屋

1	松田　明久	2	山口　武司
3	山上　篤志	4	鳥居隆志郎

申請法務局　岐阜

1	荒井　ジャステン優司		
2	髙橋　厚士		

申請法務局　福井

1	森下　篤郎		

申請法務局　広島

1	松野　正之	2	要田　勲
3	篠原　慈幸	4	北川　嵩大
5	金本　佳三	6	松浦　清文
7	中尾　雅寛	8	産本　元

申請法務局　山口

1	瀬口　蔵弘	2	松岡　達也

申請法務局　鳥取

1	井塚　晃聖		

申請法務局　福岡

2	小浦　一豪	3	上村　和広
4	**廣**池　邦子	5	釜谷　亮一
6	森川　敦貴	7	江藤　史明
8	水上　裕介	9	丸山　哲也
10	升永　亮介	11	園田　彬人

申請法務局　熊本

1	髙橋　弘司		

申請法務局　鹿児島

1	新地　生和		

申請法務局　仙台

1	木村　真也	2	佐々木信雄

申請法務局　福島

1	檜森　匠		

申請法務局　盛岡

1	吉田　宗史	2	千葉　昌敏

申請法務局　青森

1	古川　憲子		

申請法務局　札幌

1	矢吹　豪章		

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するここととしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線の名称　十四号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
東京都江戸川区松島一丁目二七〇〇番一から同区中央一丁目一一三八番六まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月三十一日

(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

公　告

諸　事　項

工場財団

新潟県上越市西城町二丁目２番27号**上越ケーブルビジョン株式会社**の工場財団に新潟県上越市西城町二丁目字中殿町通33番地38上越ケーブルビジョンの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年３月30日

新潟地方法務局上越支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産管財人変更

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１号

北海道小樽市朝里川温泉１丁目86番地８
清算株式会社　株式会社ＰＧＮ
代表清算人　江口　信幸

１　決定年月日　令和８年３月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（ヒ）第２００６号

東京都千代田区丸の内１丁目９番２号　グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　株式会社ＭＩ
代表清算人　板宮　一善

１　決定年月日　令和８年３月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２号

群馬県太田市矢場町2707番地
清算株式会社　株式会社Ｙ商事
代表清算人　柳田　芳典

１　決定年月日　令和８年３月18日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権の元本額の0.121％の金員を弁済する。
２　協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

前橋地方裁判所太田支部

監督命令

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生計画取消

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月二十三日
掲載頁　一二三頁（号外第二八〇号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。
令和八年三月三十日
仙台市青葉区春日町六番一五号

（甲）株式会社ジー・アイ・ピー
代表取締役　佐藤　寿彦
仙台市青葉区春日町六番一五号

（乙）株式会社佐藤資産管理
代表取締役　佐藤　寿彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十日
千葉県木更津市東中央一―一―一三ＴＳビル五階Ｂ号

（甲）合同会社たのしい会社
代表社員　宇井喜代美
千葉県我孫子市本町二丁目六―三秋元ビル六〇一

（乙）合同会社ハタラコ
代表社員　宇井喜代美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十日
東京都港区浜松町二丁目二番一五号

（甲）ヒントワークス合同会社
代表社員　加藤　善春
東京都港区浜松町二丁目二番一五号

（乙）ライタス合同会社
代表社員　加藤　善春

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十日
兵庫県尼崎市塚口本町二丁目三番七号

（甲）合同会社インフィニトＢＳ
代表社員　吾郷　太介
千葉県習志野市津田沼五丁目一三番四号

（乙）合同会社ｂｕｅｎａ　ｖｉｓｔａ
代表社員　吾郷　太介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十日
兵庫県尼崎市塚口本町二丁目三番七号

（甲）合同会社インフィニトＢＳ
代表社員　吾郷　太介
兵庫県尼崎市塚口本町二丁目三番七号

（乙）合同会社ｐａｓｏ　ｐｒｉｍｅｒｏ
代表社員　吾郷　太介

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のイトーヨーカドー相模原店における不動産管理事業及びテナント事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月三十日
掲載頁　二十一頁

（乙）http://www.itoyokado.co.jp/company/investors/kessan/index.html
令和八年三月三十日
東京都品川区南大井六丁目二七番一八号

（甲）株式会社クリエイトリンク
代表取締役　井上　了徳
東京都千代田区二番町八番地八

（乙）株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役　真船　幸夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の家工房事業以外の事業に関して有する一切の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月二日
掲載頁　六頁
令和八年三月三十日
東京都中央区日本橋本石町三丁目一番二号

（甲）株式会社ヒトスケ
代表取締役　小比田隆太
東京都中央区日本橋本石町三丁目一番二号

（乙）株式会社ＨＩＴＯＳＵＫＥ
代表取締役　小比田隆太

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の投資事業以外の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
令和八年三月三十日
東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号

（甲）株式会社Ｋ８６４
代表取締役　溝上　雅俊
東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目五一番七号

（乙）株式会社ザッパラス
代表取締役　溝上　雅俊

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＺＥＮＭＡとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十日
東京都世田谷区太子堂四丁目一八番一五号
マガザン三軒茶屋二―三Ｆ―三

合同会社ＺＥＮＭＡ
代表社員　光岡　達哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＳＨＩＮＷＡとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十日
東京都中野区南台四丁目三二番一六―一〇二号

合同会社ＲＥＡＬ　ＥＳＴＡＴＥ　ＳＨＩＮＷＡ
代表社員　柳澤　宏紀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十日
東京都新宿区四谷三栄町四番一四号ラシクラス四谷二〇一

トライフロンティア合同会社
代表社員　稲葉　徳康

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十日
東京都港区高輪四丁目二三番六号ハイホーム高輪七〇八

合同会社宏和商事
代表社員　隆志龍太郎

組織変更公告

当組合は、令和八年三月二十八日開催の総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年三月三十日
新潟県上越市中郷区岡沢一五四一番地一

農事組合法人おかざわ
理事　岡田　豊

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十日

大阪市東淀川区西淡路一丁目一―九

ビジネス新大阪七〇四号

合同会社ｔｒｉｎｉｔａｒｉｏ

代表社員　吾郷　太介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十八日であり、組織変更後の商号は株式会社ワカヤマ不動産とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十日

大阪府門真市小路町一一番三号

合同会社セイザン不動産

代表社員　若山　純

組織変更公告

当組合は、令和八年三月二十日の総会において認可地縁団体に組織変更することを決議いたしました。

組織変更後の名称は、茀野甲組自治会とします。

効力発生日は令和八年七月一日です。

この組織変更の決議に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年三月三十日

兵庫県姫路市夢前町茀野一二五五番地の一

茀野甲組生産森林組合

組合長理事　福井　福治

組織変更公告

当組合は、令和八年三月二十日の総会において認可地縁団体に組織変更することを決議いたしました。

組織変更後の名称は、茀野乙組自治会とします。

効力発生日は令和八年七月一日です。

この組織変更の決議に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年三月三十日

兵庫県姫路市夢前町茀野七四六番地の一

茀野乙組生産森林組合

組合長理事　鈴木　康久

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＦＵＳＨＩＭＥとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十日

徳島県徳島市佐古八番町三番二〇号

合同会社ＯＤＯＲＯＫＩ

代表社員　山下　克斗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十日

熊本市東区若葉四丁目一四番一三号

合同会社ＬＡＵＲＡ

代表社員　斉藤ラウラ

効力発生日変更公告

当社は、令和八年四月一日予定の吸収分割の効力発生日を令和八年六月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年三月三十日

広島市南区仁保沖町一番三三号

株式会社マルサン

代表取締役　鳴輪　英司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百九十九万九千八百十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月二十四日

掲載頁　三頁

令和八年三月三十日

東京都渋谷区神山町二二―八

ＫＥＥＮ株式会社

代表取締役　小倉　一葉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十八日

掲載頁　一五二頁（号外第一七一号）

令和八年三月三十日

東京都港区赤坂一丁目八番一号

株式会社スカパー・ピクチャーズ

代表取締役　長内　敦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月三十日

京都市伏見区深草西浦町一丁目一五―六

ＹＵＹＵビル二Ｃ　楷雅株式会社

代表取締役　楊　艾羅

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十六日

掲載頁　五十二頁（号外第二五八号）

令和八年三月三十日

大阪市中央区北浜東二番一〇号

丸一株式会社

代表取締役　冨岡　市子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、株主総会の決議は令和八年二月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年五月一日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kawakami-paint.co.jp/

令和八年三月三十日

兵庫県尼崎市塚口本町二丁目四一番一号

川上塗料株式会社

代表取締役　西村　聡一

資本金の額の減少公告

当社は、社員の退社に伴う持分払戻しのため、資本金の額を十万円減少し一千百五十万円とすることにいたしました。

なお、上記持分払戻しは、当社の剰余金の額を超えるものであります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十日

鳥取県鳥取市雲山二一〇番地四

とっとり環境エネルギーアライアンス合同会社

代表社員　株式会社ウエストエネルギーソリューション職務執行者　荒木　健二

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四十二億五千四百九十四万四千三百七十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.izukyu.co.jp/company/financial.php

令和八年三月三十日

静岡県伊東市八幡野一一五一番地

伊豆急行株式会社

代表取締役社長　土方　健司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円、資本準備金の額を一億七千八百万円減少し、それぞれ九千万円、一億二千二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月二日

掲載頁　九十頁（号外第四十二号）

令和八年三月三十日

東京都港区南青山五丁目四番三〇号

株式会社実業之日本総合研究所

代表取締役　坂本　康治

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年四月二十七日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年三月三十日

埼玉県川越市田町三二番地一二

武州瓦斯株式会社

代表取締役社長　原　敏成

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月三十日

東京都千代田区内神田一丁目二番七号楠本第一八ビル七階

株式会社エイ・エス・アイ総研

代表取締役　中村　健二

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月三十日

岐阜県加茂郡坂祝町酒倉二一四五番地の五

日本プレス工業株式会社

代表取締役　吉田　竜平

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月三十日

岐阜県恵那市東野二二〇〇番地の二

協和物流株式会社

代表取締役　髙木　良直

暗号資産交換業の一部廃止の公告

当社は、令和八年六月一日をもって暗号資産交換業において取扱う「メイカー（以下「ＭＫＲ」といいます。）」および「ソーラー（以下「ＳＸＰ」といいます。）」の取扱いを廃止することといたしました。

令和八年三月三十日時点でお客様からのＭＫＲにかかるお預け入れ資産はございませんので、本件にかかる返還は発生いたしません。令和八年三月三十日時点で当社が管理するＳＸＰにかかるお預け入れ資産につきましては、令和八年六月一日午後十二時まで引出し（出庫）機能を利用して当社より引出しを行うことができます。令和八年六月一日の引出し期間終了時点で当社が管理するＳＸＰにかかるお預け入れ資産につきましては、以下のとおり、返還手続きを行います。

一　お客様のＳＸＰは、当社が適当と判断する時期および方法により返還いたします。

以上、資金決済に関する法律第六十三条の二十第三項の規定により公告いたします。

令和八年三月三十日

東京都千代田区二番町九―三

Ｂｉｎａｎｃｅ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　千野　剛司

効力発生日（時刻）変更公告

当社は、日本時間令和八年四月一日午前九時予定の株式交付の効力発生日（時刻）を日本時間令和八年四月一日午前八時に変更いたしましたので公告します。

令和八年三月三十日

東京都品川区西品川一丁目一番一号住友不動産大崎ガーデンタワー

ＡＲＣＨＩＯＮ株式会社

代表取締役　河野　昌俊

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九十六億三千四百四十二万九千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tokyospc.co.jp/koukoku/uikonankansai2

令和八年三月三十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＵＩ　Ｋｏｎａｎ　Ｋａｎｓａｉ２特定目的会社

取締役　金谷　正文

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三十七億三百二万七千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tokyospc.co.jp/koukoku/uikoto

令和八年三月三十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＵＩ　Ｋｏｔｏ特定目的会社

取締役　金谷　正文

訂正公告

令和七年八月八日（号外第一八一号六十一ページ）掲載の独立行政法人都市再生機構令和六事業年度財務諸表に関する公告中、各勘定別の利益の処分又は損失の処理の状況について、次のとおり訂正する。

科目欄のうち「Ⅱ　損失処理額」を「Ⅱ　利益処分額」に、「積立金取崩額」を「積立金」に訂正する。

都市再生勘定欄のうち、「Ⅱ　損失処理額　9,879,953,547」を「Ⅱ　利益処分額　―」に、「積立金取崩額　9,879,953,547」を「積立金　―」に、「Ⅲ　次期繰越欠損金（△）　―」を「Ⅲ　次期繰越欠損金（△）　△9,879,953,547」に訂正する。

宅地造成等経過勘定欄のうち、「Ⅱ　損失処理額　―」を「Ⅱ　利益処分額　3,503,778,480」に、「積立金取崩額　―」を「積立金　3,503,778,480」に訂正する。

合計欄のうち「Ⅱ　損失処理額　9,879,953,547」を「Ⅱ　利益処分額　3,503,778,480」に、「積立金取崩額　9,879,953,547」を「積立金　3,503,778,480」に、「Ⅲ　次期繰越欠損金（△）　―」を「Ⅲ　次期繰越欠損金（△）　△9,879,953,547」に訂正する。

令和八年三月三十日

神奈川県横浜市中区本町六丁目五〇番地一

独立行政法人都市再生機構

理事長　石田　優

取消公告

令和八年三月九日掲載の資本金及び準備金の額の減少公告は取消します。

令和八年三月三十日

東京都港区南青山五丁目四番三〇号

株式会社実業之日本総合研究所

代表取締役　坂本　康治

正誤

ページ	段	行	誤	正
二	上	二〇	対応する	順次対応する
〃	〃	改正後欄八	又は診療所	、診療所又はオンライン診療受診施設又は診療所
〃	〃	改正前欄	又は診療所	
〃	〃	改正後欄九～一〇	往診又はオンライン診療	往診及びオンライン診療

令和七年九月二日農林水産省告示第千三百三十四号（保安林の指定をする件）

（原稿誤り）

誤	正
五二二　二四二三一二まで	二三一二まで、字青竜沢二三一二